

「とやま大使」設置要綱

（目的及び設置）

第1条 富山県其自然、文化、観光、産業等の魅力を全国に紹介し、富山ブランド及び富山県の地域イメージの向上を図るため、「とやま大使」を置く。

（職務）

第2条 「とやま大使」は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 日常的な活動における富山県の魅力の紹介
- (2) 富山県の魅力発信、富山ブランド及び富山県の地域イメージの向上に関する提言又は助言

（区分）

第3条 「とやま大使」には、次の区分を設ける。

- (1) とやま特別大使
- (2) とやまふるさと大使

（とやま特別大使）

第4条 「とやま特別大使」は、次に掲げる要件を満たし、本制度の趣旨に賛同する者に対し、知事が委嘱する。

- (1) 富山県出身又はゆかりのある者
- (2) 各分野において全国的又は国際的に活躍し、多くの人々から敬愛されている者
- (3) 富山県に理解、関心及び愛着がある者
- (4) 富山県の魅力を紹介する機会を有する者

2 「とやま特別大使」には、それぞれ各分野にふさわしい名称を設ける。

（とやまふるさと大使）

第5条 「とやまふるさと大使」は、次に掲げる要件を満たし、本制度の趣旨に賛同する者に対し、知事が委嘱する。

- (1) 富山県出身又はゆかりがあり、富山県外に在住する者
- (2) 富山県に理解、関心及び愛着がある者
- (3) 富山県の魅力を紹介する機会を有する者

（任期）

第6条 「とやま大使」の任期は設けない。ただし、本人から申し出があったときは、この限りでない。

(情報提供等)

第7条 「とやま大使」には、必要に応じて次の情報提供等を行う。

- (1) 「とやま大使」の名称を記載した名刺の贈呈
- (2) 富山県に関する最新情報の提供

2 「とやま特別大使」には、前項の情報提供等に加え、富山産品などの贈呈を行う。

(事務の分担)

第8条 「とやま大使」に係る事務の処理は、政策推進室ブランディング推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。